議案第71号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部改正について

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成27年木津川市条例第4号)の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年11月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

令和3年8月10日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受けて木津川市においても、人事院勧告に基づいた給与改定を実施するため、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例(案)

第1条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (平成27年木津川市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表(第1条関係)

(新)

第1条~第3条 (略)

(手当)

第4条 教育長の通勤手当、地域手当及 第4条 教育長の通勤手当、地域手当及 び期末手当の額は、次のとおりとする。

- (1)(略)
- (2) 期末手当

ア (略)

イ 期末手当の額は、それぞれアの 基準日現在(ア後段に規定する者 にあっては、退職、罷免又は死亡 によりその職を離れた日現在)に おいて、アに規定する者が受ける べき給料の月額、地域手当の月額 及び給料の月額に100分の20 を乗じて得た額並びに給料の月額、 地域手当の月額の合計額に100 分の15を乗じて得た額の合計額 に100分の157. 5を乗じて 得た額に、一般職の職員の例によ り一定の割合を乗じて得た額とす る。

第5条~第7条 (略) (田)

第1条~第3条 (略)

(手当)

び期末手当の額は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 期末手当

ア (略)

イ 期末手当の額は、それぞれアの 基準日現在(ア後段に規定する者 にあっては、退職、罷免又は死亡 によりその職を離れた日現在)に おいて、アに規定する者が受ける べき給料の月額、地域手当の月額 及び給料の月額に100分の20 を乗じて得た額並びに給料の月額、 地域手当の月額の合計額に100 分の15を乗じて得た額の合計額 に100分の167.5を乗じて 得た額に、一般職の職員の例によ り一定の割合を乗じて得た額とす る。

第5条~第7条 (略) 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例(案)新旧対照表(第2条関係)

(新)

第1条~第3条 (略)

(手当)

- 第4条 教育長の通勤手当、地域手当及 第4条 教育長の通勤手当、地域手当及 び期末手当の額は、次のとおりとする。
 - (1)(略)
 - (2)期末手当

ア (略)

イ 期末手当の額は、それぞれアの 基準日現在(ア後段に規定する者 にあっては、退職、罷免又は死亡 によりその職を離れた日現在)に おいて、アに規定する者が受ける べき給料の月額、地域手当の月額 及び給料の月額に100分の20 を乗じて得た額並びに給料の月額、 地域手当の月額の合計額に100 分の15を乗じて得た額の合計額 に100分の162.5を乗じて 得た額に、一般職の職員の例によ り一定の割合を乗じて得た額とす る。

第5条~第7条 (略) (旧)

第1条~第3条 (略)

(手当)

- び期末手当の額は、次のとおりとする。
 - (1)(略)
 - (2) 期末手当

ア (略)

イ 期末手当の額は、それぞれアの 基準日現在(ア後段に規定する者 にあっては、退職、罷免又は死亡 によりその職を離れた日現在)に おいて、アに規定する者が受ける べき給料の月額、地域手当の月額 及び給料の月額に100分の20 を乗じて得た額並びに給料の月額、 地域手当の月額の合計額に100 分の15を乗じて得た額の合計額 に100分の157.5を乗じて 得た額に、一般職の職員の例によ り一定の割合を乗じて得た額とす る。

第5条~第7条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第71号 木津川市教育委員会教育長の給与、勤務時間その 他の勤務条件に関する条例の一部改正について
担当課	人事秘書課 人事係
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	令和3年8月10日に人事院から一般職の国家公務員の給与について勧告が行われました。これを受けて木津川市においても、人事院勧告に基づき期末手当を改定するため、所要の改正を行うものです。
提案に至るまでの経緯	・人事院勧告を受け、協議、検討を実施・政策会議において人事院勧告に準拠することを決定
市民参加の状況	□有 ■無
市総合計画の位置付け	基本方針7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり政策分野17 行財政運営施第 ⑤ 組織・人材育成イ人材育成の充実
概 算 事 業 費(単位:千円)	□単年度 (年度) ■複数年度 (令和3年度から) 令和3年度: ▲98千円
将来にわたる効果及び 経費の状況	人事院勧告に基づいて改定を行います。